

指定学校の変更について

雄武町教育委員会

◆指定学校の変更について

児童、生徒の通学校は居住地により指定されますが、下記の理由等により指定学校の変更を希望する場合は、雄武町教育委員会管理課学校教育係へ申請して下さい。教育委員会において就学校の変更について審議します。

	変更理由	内容の説明	添付書類
1	転居	①学年の途中で、他の学校区へ転居した場合	・通学経路のわかるもの
		②新入学児童で、年度途中で転居することが確定している場合	・住宅売買契約書、賃貸借契約書の写し等転居予定のわかるもの
2	身体的理由	①継続的な加療等によって、指定学校への就学が困難な場合	・医師の診断書等（身体の状況が確認できるもの）
3	家庭の事情	①保護者の就労によって、帰宅後に保護者が不在のため、親族宅等から通学する場合	・保護承諾書
4	いじめ、不登校	①いじめの回避又は不登校の回復を目的とする場合	
5	小学校の通学距離	①新入学児童で、自宅又は預かり先からの通学距離が指定学校よりも短い学校へ通いたい場合	・通学距離届出書 ・通学経路のわかるもの ・保護承諾書（預かり先から通学する場合）
6	その他	①特別な事情によって、居住地に住民登録をすることができない場合	・教育委員会が必要と認める書類
		②兄弟姉妹が指定学校を変更しており、同一の学校に入学したい場合	・教育委員会が必要と認める書類
		③その他教育上配慮が必要と認められる場合	・教育委員会が必要と認める書類

【注意事項】

- ①添付書類の「通学経路がわかるもの」については、教育委員会が提出を求めた場合のみ、提出していただくようになります。
- ②申請期間は、上記の5については、前年度の11月1日から11月30日までとし、新年度からの変更となります。その他の項目については、随時申請ができます。
- ③上記の5の項目については、新入生に加え、年度途中で転居する児童も対象となります。
- ④上記の5以外の項目については、毎年度申請をしていただく必要があります。
- ⑤上記の1の②・2・4の項目以外は、自力通学ができることが条件となります。